

「責任概念拡大への企図：犯罪を止めようとするれば出来たあなたにも責任がある
と言えるための法哲学的考察」研究ノート
——厳罰化と Penal Populism（ポピュリズム刑事政策）と体感治安——

長谷川みゆき

まえおき（厳罰化と Penal Populism と体感治安を取り上げる理由）

私は、「責任概念拡大への企図：犯罪を止めようとするれば出来たあなたにも責任があると言えるための法哲学的考察」という内容で研究している。個人は他人の行為に対して責任を負うことは無く、自己の行為についてのみ責任を負う、というのが近代法の原則であるが、犯罪を止めようとするれば出来た人たちにまで個人責任を越えて責任概念を拡大する必要があるという本研究の主張は、個人責任主義を徹底する近代法的な発想を基本的なところで批判しようとするものである。上記に関連して、Restorative Justice（修復的司法）、Reintegrative Shaming、Shame Punishments を含む、犯罪とそのまわりの社会のあるべき関係を考察している。近代法が依って立つ個人責任の原則は、理性的合理的人間像を前提とし、犯罪が行われた場合にはそれを実行した個人にのみ責任を負わせる。しかし、そのような個人像が一部虚構であることは、現代の社会理論において当然の前提である。特に犯罪者などについて、合理的・自覚的に行動してその結果に責任を負う、という人間モデルを維持することは困難である。強い個人ではなく、弱く傷つきやすく、まわりの影響を受けやすい vulnerable な個人が犯罪に身を投じて行くのを防ぐために、また vulnerable な個人を犯罪の被害から守るために、我々の中にある認知・行動の枠組みをどのように変えていくべきなのか、また、その変化を起こす契機となるかもしれない社会的非難の有用性について探求している。

たとえば、昨今アメリカ社会で実践されている Shame punishments¹というシンボリックな社会的非難が人々の道徳的態度（心の中ではなく、行為として現れる態度）を変える契機となりうるのか、その後それが行為者の心の中の規範となっていくのか、そしてその規範がまわりにいる見ず知らずの他者さえ救う責任感として機能していくのかということ、目下の中心的関心である。

本研究ノートでは、人々の社会的非難に関連して、「厳罰化と Penal Populism と体感治安」をとりあげる。それは、「社会的非難→人々の態度変化→規範を内面化→認知・行動の枠組変化→責任概念拡大へ」という流れが説得力あるものなのかを考察するための端緒として「厳罰化と Penal Populism と体感治安」を手がかりとしたいからである。つまり、社会的非難のひとつとして厳罰化と Penal Populism をとらえ、社会的非難の動力として体感治安をみていくという意味である。

近年、厳罰化に関する批判的研究が多く発表されている。「厳罰化」とは、文字通り解釈すれば、犯罪に対する罪を今までより重く厳しくすることであるが、厳罰化を要求する市民に迎合し

¹ Shame punishments とは主に地方判事によって下される、人々の目につくようなかたちで Shame を与える罰のことで、creative sentences、あるいは creative shaming punishments などと呼ばれている。例：飲酒運転をした者は、新聞に謝罪文と顔写真を載せる/それと分かる特殊な license plates を車につける/ピンクの蛍光色のプレスレットをつける。万引きをした者は、地方紙に、自分の写真を載せ自らの罪を広告せねばならない/「私は泥棒です」と書かれた看板を持って万引きをしたスーパーマーケットに立たなければならない。売春を斡旋した者は、新聞、ラジオやビルボードに名前を載せられる。

ているという点から Penal Populism（ポピュリズム刑事政策）とも呼ばれている。コミュニティ意識や体感治安などの理由から一般市民の厳罰化要求が高まっている一方、法学研究者たちは、厳罰化は政策としてコストがかかり過ぎ、抑止効果もなく、社会的連帯を傷つけるだけであると、おしなべて厳罰化に反対している。統計的に犯罪は増加していないのに、体感治安や被害者感情など、人々の「感情」に迎合した厳罰化はよろしくない、というのが研究者たちの意見であるが、厳罰化以前の法（犯罪と刑罰との関係）が正しくて、厳罰化している今の法状態が間違っていると主張する根拠を専門家は示していない。人々の正義感覚や体感治安の方が正しいかもしれないのだ。そして、人々の正義感覚や体感治安こそ、まわりにいる他者を救う動因となるかもしれない。本研究ノートでは議論に踏み込んではいないが、以下の点を念頭に置いていることを確認しておく。

- 1) Can a symbolic or harsher social disapproval change people's moral attitudes?
- 2) If so, can such moral attitudes become a norm for those people?
- 3) Can such a social expressive disapproval generate the wider sense of responsibility beyond the narrow boundary of individuality?

はじめに

「厳罰化」とはよく聞く言葉である。最近はこの言葉に慣れてしまった感もある。また、学者を含む刑事司法関係者による厳罰化批判も既にお馴染みである。彼らは、信頼できる客観的データを示し、日本の犯罪は増えていないし、殺人罪などの重罪においてはむしろ減少傾向にあるにもかかわらず、そのような実証的データを無視して、マスコミが流す治安悪化説に踊らされ、日本はもう安全ではない、誰が次の犠牲者になるか分からない怖い国となってしまったなどと多くの人々が信じ、そのようなムーブメントが大きな原動力となり、司法や政策に影響を与え、厳罰化現象が起きてしまっていると批判する。以下では、厳罰化とともに語られることが多い Penal Populism とはどのような現象なのか、Penal Populism 的厳罰化はおきているのか、客観的データと体感治安との差について概観する。

Penal Populism とはどんな現象なのか

「厳罰化」とは、文字通り解釈すれば、犯罪に対する罪を以前より重く厳しくすることである。浜井浩一や宮澤節生は、日本に厳罰化は起きており、その現象を分析するために Penal Populism という視点は有効であると言う。では、Penal Populism とはどのような現象なのか、浜井は以下のように説明している。

マスコミが劇場的な犯罪報道を繰り返すことで（治安悪化キャンペーン）、事実とは関係なく、治安が悪化したと多くの市民が不安感を持つようになる。それが犯罪に対する不安、犯罪者に対する怒りや憎しみといった情緒的な反応を市民の中に生み出す。その怒りは、次第に刑事司法制度にも向けられるようになり、裁判所等が犯罪者に対して甘すぎるといった批判が巻き起こる。その結果、専門家による解説や統計的な事実が軽視されるようになり、政治家も巻き込んで、法と秩序キャンペーンが巻き起こり、力による犯罪対策、つ

まり、警察力の増強や厳罰化といった分かりやすい対策が選択されるようになる。これが「Penal Populism」の典型的なパターンである²。

Penal Populism とは、「法と秩序」の強化を求める市民グループ、犯罪被害者の権利を主張する活動家やメディアが一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力を持つようになる一方で、司法官僚や刑事司法研究者の意見が尊重されなくなる現象でもある³。

このような厳罰化現象は、「アメリカのようにほとんど抵抗力なく厳罰化に侵される国から、北欧のようにかなりの抵抗力をもって厳罰化への感染を防いでいる国まで様々」⁴であるが、先進国に共通してみられる現象であるらしい。

ニュージーランド・ビクトリア大学の John Pratt は、Penal Populism が進行する際の特徴として、「犯罪や刑罰の議論において、社会科学における研究成果よりも、むしろ、犯罪被害者などの個人的な体験、常識や逸話といったものが重視されるようになり、複雑な問題に対して、分かりやすく常識的な言葉で解決策を語る者に対する信頼感が高まっていく現象が起きる」⁵と指摘し、特徴的な出来事として、クライストチャーチで男性用衣料品店を営む Norm Withers の母親が、彼の留守中店番をしているときに強盗に襲われ重傷を負った事件で、その後 Withers 氏が被害者運動のカリスマ的指導者になった例をあげている。

彼の母親は、「完全な被害者 'the perfect victim」(innocent, vulnerable, defenceless) の象徴だった。彼女があのように犯罪によって傷つけられるということは、他の誰もが同様に犠牲者になる可能性があるということの意味していた。この事件は、日常的な犯罪の危険性をきわめて明白に示し、罪なき国民を守ることができない明らかに無力なシステムである刑事司法に対する国民の怒りと憤りを引き出したのである⁶（筆者訳）。

ニュージーランドでは、Withers 氏の活動が契機となり、国民投票が行われ⁷、重罰化へと向かうことになる。浜井は、このような特徴は光市母子殺害事件と似ていると言う。

被害者の遺族がカリスマ的な存在となり、事件や公判の様子は、この被害者遺族の言葉を通して様々なメディアで報道され、世論の強い支持を背景に、検察官の控訴、上告によって、無期懲役刑判決が破棄され、差し戻し控訴審において死刑判決が下された。この間、治安対策や刑事政策の分野でも、警察官の増員、監視カメラの設置や厳罰化が次々と打ち出された⁸。

² 日本犯罪学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009年）、1頁。

³ 同上、7頁。

⁴ 同上、2頁。

⁵ 同上、7頁。

⁶ John Pratt, Penal Populism in New Zealand and its future: Is Penal Populism Inevitable?, *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 2008, No. 33, p. 33.

⁷ A Speech from Norm, The Law and Order Referendum, <http://www.laworderreferendum.org.nz/Norm.htm>, 2010年3月15日採取。

⁸ 日本犯罪学会編、前掲書、93頁。

マスコミによって裁判の過程が被害者遺族（正義）対加害者の弁護団（悪）という構図で描かれた。そして、無期刑判決が覆され死刑判決が言い渡された際には、裁判所前で裁判の結果を待っていた関係者から拍手と歓声が起きたという。死刑という人を殺す決定に歓声がおきる。まさに、市民にとって正義が勝利した瞬間であったのかもしれない。この光景は、刑罰のポピュリズム化の象徴のようにも見える⁹。

Penal Populism 的厳罰化はおきているのか

宮澤は、新聞記事¹⁰の内容分析を行い、厳罰化という言葉を含む記事は 1997 年に突然出現し、2000 年に一気に増大したと言う。その引き金となったのは、（1993 年と 1994 年のオウム真理教によるサリンガス犯罪であるという識者もいるが）1997 年の神戸連続児童殺傷事件ではないかと言う。そして、その後 1999 年の光市母子殺害事件と桶川ストーカー殺人事件、特に 2000 年 1 月に犯罪被害者の会（現、全国犯罪被害者の会）¹¹「あすの会」（NAVS）が結成されたことが影響していると言う¹²。宮澤によれば、元日本弁護士連合会副会長であり NAVS の設立メンバーでもある代表幹事は、法務省の法制審議会に直接参加し、NAVS は政策形成過程において世論を代表する地位を獲得するなど、日本の犯罪被害者運動に質的变化をもたらした人物ということである。実際に、NAVS が関わったものとして以下があげられる。

- 2000 年 11 月 少年法改正
- 2001 年 11 月 危険運転致死傷罪創設
- 2004 年 12 月 刑法改正による刑罰の全体的引き上げ¹³と犯罪被害者等基本法成立
- 2005 年 12 月 犯罪被害者等基本計画の策定
- 2007 年 5 月 少年法改正
- 2007 年 6 月 刑事訴訟法改正による被害者参加制度創設（2008 年 12 月から施行）
- 2008 年 4 月 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律改正

浜井も同様に、NAVS の存在が日本の厳罰化に大きく寄与していることは間違いないとし、Pratt がいう Penal Populism という枠組みでのカリスマ的リーダーとして前述の「光市母子殺害事件」の被害者遺族と NAVS の代表幹事をあげている。

浜井は、検察官と犯罪被害者支援運動に焦点をあてて日本の厳罰化を分析し、最近の犯罪被害者支援運動や世論からの厳罰化要求の高まりによって、検察官の立場や権限が弱まっている事実がないことを詳述し、「現在の日本の厳罰化は、検察官が被害者遺族や世論によって押し切られる形で進行しているものではなく、検察官がそうした世論や被害者の声を是として、その後押し

⁹ 同上、1-2 頁。

¹⁰ センセーショナルな報道の度合いが最も少ないという評価がある点から日本経済新聞、リベラルという評価がある点から朝日新聞を選択している（同上、183 頁）。

¹¹ 全国犯罪被害者の会とは「犯罪被害者の権利確立」「被害回復制度の確立」「被害者の支援」を柱に、2000 年 1 月 23 日に開催された第 1 回シンポジウム「犯罪被害者は訴える」を通して結成された任意団体であり、「死刑賛成・維持・推進姿勢」をとる団体である。別名「あすの会」、英語名「National Association of Crime Victims and Surviving Families (略称 NAVS)」。

¹² 日本犯罪社会学会編、前掲書、183-184 頁。

¹³ 有期刑の最高刑が 15 年から 20 年に、殺人の最低刑が 3 年から 5 年に引き上げられた。刑法第 25 条で、懲役・禁固 3 年以下でなければ執行猶予を選択できないことが規定されているので、特別な減軽事由がない限り、裁判官から執行猶予を選択する裁量権を奪うかたちとなった。

を受けて積極的に推進しているというのが妥当な評価であろう」¹⁴と結論する。当初、宮澤は、厳罰化の主たる動因は NAVS であるとしていたが、浜井のこの分析を受けて、自らの主張を微修正している。

日本で厳罰化が進行していることは間違いない¹⁵。Pratt が指摘する Penal Populism と類似した現象が日本でも起きている。ただ、Pratt が指摘する Penal Populism と違う点は、浜井によれば、日本の場合、厳罰化の中核に居るのは検察官ということになる。

日本の厳罰化は、被害者支援運動を中心とする市民運動的な厳罰化を、検察官が積極的に支持した結果、実現されたものであり、市民運動や世論と検察官の共同作品ともいえるものである。言い方を変えれば、検察官（検察庁）が協力しなければ、こうした厳罰化は不可能だったのであり、日本の厳罰化政策は、検察官の慎重なコントロールのもとに行われたものである¹⁶。

客観的データと体感治安¹⁷——客観的データはそれほど正しいのか

厳罰化が起こる原因のひとつに治安の悪化がある。人々は治安が悪化していると思うからこそ不安を感じ、従来の刑罰では軽すぎるのだ、専門家の意見など信用できない、もっと警察官を増やさなければ、われわれも被害者になってしまう、などと思う。このような犯罪に対する恐怖心（fear of crime、体感治安）が動力となり厳罰化への流れが起きる。しかし、浜井や宮澤は、そもそも治安が悪化しているという事実が間違っているとす。浜井は、科学的に信用できるデータとして、犯罪被害者調査（crime victimization survey）¹⁸の数字をあげ、治安は悪化していないと断言している。

浜井は、2000年（平成12年）調査、2004年（平成16年）調査について過去5年間の犯罪被害を比較し、暴力犯罪を中心に犯罪被害は減少しているが、警察への通報率が増加しているため認知件数が増加しただけのことで、犯罪被害が増加したのではないと結論づける（下表参照）。

つまり、この時期に警察の暴力犯罪の認知件数が増加したのは、こうした犯罪の警察への通報率が増加したためで、犯罪被害が増加したためではないことを、この調査結果は立証している（Hamai and Ellis 2006; 2008）。

¹⁴ 日本犯罪学会編、前掲書、113頁。

¹⁵ 厳罰化の指標としては、他に拘禁率や死刑執行数などがあるが、それはまた次の機会に検討したい。拘禁率（prisoner rates, imprisonment rates, incarceration rates）＝人口100,000人当たりの被収容者数。

¹⁶ 日本犯罪学会編、前掲書、118頁。

¹⁷ 体感治安：2000年（平成12年）の日本における10万人あたりの故意殺人事件の発生率は0.50で、71国の中では低い順に3位である。また、近年は、犯罪件数はむしろ減少傾向にあるとされる。にもかかわらず、いくつかの調査は犯罪が急増しているとの印象を持つ国民が少なくないことを示唆している。このように、人々が治安状況に対して感じる印象は統計が示唆するものと必ずしも合致するとは限らない。

体感治安は1990年代に使われた造語である。当時の警察庁長官國松孝次らが口癖のように語っており、オウム真理教が起こした松本サリン事件・地下鉄サリン事件や、神戸連続児童殺傷事件などの重大事件発生で「安全神話の崩壊」などと報道された時期にも用いられてきた。

犯罪対策閣僚会議が2003年（平成15年）9月26日に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下、政府の行動計画）においても、現下の状況を序文『「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」策定に当たって』で、「体感治安」という言葉で表現している（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）。

¹⁸ 2000年から4年おきに法務省が実施している調査で、浜井は「科学的な手法を用いた調査」で「最も妥当性・信頼性の高い」ものであると述べている（日本犯罪学会編、前掲書）。

表 1 被害態様別被害率・被害申告率（過去 5 年間）の経年比較

被害態様	第 1 回調査（平成12年）		第 2 回調査（平成16年）		第 3 回調査（平成20年）	
	被害率	申告率	被害率	申告率	被害率	申告率
世帯犯罪被害						
自動車盗	0.7	61.5	0.7	100.0	0.9	85.2
車上盗	5.7	41.7	7.1	64.3	5.2	66.7
自動車損壊	16.8	20.9	15.5	21.5	12.7	22.4
バイク盗	12.4	72.7	10.3	75.0	6.8	74.1
自転車盗	27.3	36.1	23.2	48.1	17.5	46.3
不法侵入	4.1	61.1	3.9	64.2	4.0	64.2
不法侵入未遂	2.6	36.2	2.7	19.3	3.1	35.0
個人犯罪被害						
強盗（未遂を含む）	0.6	30.8	0.3	28.6	0.9	65.6
個人に対する窃盗	2.7	43.3	2.2	33.3	1.7	37.5
暴行・脅迫	2.1	21.3	1.1	50.0	1.5	36.8
性的事件	2.7	9.7	2.5	14.8	2.0	13.3

注 1 法務総合研究所の調査による。

「暴力犯罪を中心に」ということは、暴行・脅迫と性的（暴行）事件のことを指しているのだろう。確かに上記の期間、それらの犯罪の申告率は増加しているが被害率は減っている。しかし、2008年（平成20年）調査では、暴行・脅迫の申告率は、（2000年よりは増加しているが）2004年より減っているのに被害率は増えている。それは浜井の分析を使えば、犯罪被害が増加したことになるのではないだろうか。

また、今までは通報しなかったような軽微な犯罪や、通報をためられた犯罪などを市民が積極的に通報するようになったために認知件数が増えたが、その数は「犯罪発生をそのまま反映したものではない」¹⁹とも言う。しかし、それを主張するためには、警察に認知されない犯罪数（暗数）を含めた日々起きる犯罪の実際の数を知っている必要がある²⁰（そもそも届けが出されない犯罪に類する行為は認知されない以上「犯罪」ではないという考えは、ここで「暗数」という概念を採用しているので無視する）。つまり、暗数+認知件数（通報した数）=社会で実際に起きている犯罪の数（犯罪被害）という中で、通報率が上がったことにより認知件数が増加したのは、以前は暗数として統計に上がらなかった数字が認知されただけであって、社会で起きている犯罪の総数は変わっていないと主張する以上、暗数を把握していなければならないはずだ。しかし、浜井がこの暗数を知らないにもかかわらず、統計的数字である認知件数は社会の治安状況を反映していないのだから治安は悪化していない→犯罪被害は増加していない、などと言えるのだろうか。

浜井は、また、次のようにも述べて、人々の情緒的な反応を作っている犯人としてマスコミをあげている。

客観的な事実とは無関係に多くの人々が日本の治安が悪化したと考えている。上記の2004年の犯罪被害調査では75.5%の人が過去と比較して日本の治安が悪化したと回答している。このこと自体（客観的な事実と人々の実感の乖離）は、特に驚くことではない。他の先

¹⁹ 浜井浩一「犯罪被害調査（Crime Victimization Survey）が測定する犯罪——実験調査を用いた犯罪被害調査の妥当性・信頼性についての考察——」、『犯罪社会学研究』No. 32、2007年。

²⁰ 同様の主張は右ブログでも展開されている。〈<http://mercamun.exblog.jp/m2008-10-01/>〉、2010年3月1日採取。

進国でも共通して見られる現象であり、多くの人が、犯罪や治安に関しては、マスコミを情報源としているからである。

宮澤も「体感治安は、公式犯罪統計がどうであろうと、常に悪化するものである。大多数の人々は直接犯罪を経験することがないにもかかわらず、犯罪発生率は悪化し、社会は危険性を増していると感じているのである」²¹などと述べている。

つまり、二人によれば、そして多くの専門家によれば、マスコミによる劇場的な報道により、客観的な事実とは無関係に、人々は愚かにも治安が悪化していると感じ込んでいるということである。例えば、70歳を超えている私の母は、犯罪認知件数や拘禁率などということは知らないが、「日本には犯罪が増えている。治安が悪くなった。安心できない社会になった」と思っている。刑事政策等の研究者は、「いやいや実際には犯罪は増えていませんよ。殺人などの重罪でさえ減少しているのです」と数字を示して説明したところで、母を含む一般の人々の不安が解消される訳では全くない。市井の人々が、日本社会は恐くなったと感じているその理由は、浜井や宮澤が言うようにそれほど愚かなものなのだろうか。思うに、宮澤や浜井のような犯罪・刑事政策学者に欠けている視点は、過去と現代との犯罪の質的变化への眼差しではないか。つまり、犯罪が減少していても以前より治安は悪化していると感じる合理的理由に対する敏感さが欠けていると考えるのである。

たとえば過去においては、犯罪というものは、貧困、暴力団関係者、違法に利益を得ている者、治安が悪い地域、等々の中で起きることが多く、犯罪に巻き込まれる人たちや犯罪が起こる場所がある程度分かっていた。犯罪に巻き込まれないようにするため市民が注意しなければならない点も充分説得力があった。しかし、現代では、サカキバラ事件の加害少年に代表されるように、「普通の」家庭の子供が人を殺し、治安が悪いわけでもない公の場所で真昼間から何の落ち度もない無垢な人間が犠牲になったりする。そのような状況は、体感治安を悪化させるに充分であるし、そのような状況を治安が悪くなったと言うのではないだろうか。河合幹雄は、さまざまなデータを分析し、最近の「認知件数の急増は、実は統計の取り方の変化などが原因で実数の急増ではない」²²ので客観的治安の悪化は起きていないが、そのことは犯罪情勢に問題がないという意味ではなく、97年からの主要7罪種²³の微増は大事件であるとし、「犯罪の背景となっている社会のほうは間違いなく悪いほうに向かっている」²⁴と言っている。暴力団抗争で組員が5人殺されるより隣の主婦が何者かに刺される方が市民は恐いのである。麻薬密売からんで人が殺されるより、母と二人暮らしの結婚間近な女性が帰宅寸前に3人の男に拉致され殺される方がより恐いのである。人々は不安なのである。どのように我が身を守り将来の危険に備えればよいのか分からないのである。そのような怖さが、以前はどこか遠くで起きていた自分には関係のない犯罪というものを身近に感じさせ、自分以外の他者に対する配慮へと向かわせるかもしれない。地域での人と人とのつながりが希薄になったことや、他人に対する無関心さが、犯罪者を作り、不安な社会を作る原因となっていると人々が感じるなら、人とのつながりに重きを置き、他人に対して関心をよせるように向かうのではないだろうか。

²¹ 日本犯罪社会学会編、前掲書、187頁。

²² 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』（岩波書店、2004年）、47頁。

²³ 主要7罪種とは、殺人、強盗、強姦、傷害、暴行、脅迫、恐喝を指している（河合、同上、44頁-47頁）。

²⁴ 同上、47頁。

おわりに

以上、人々の体感治安が悪化したことにより Penal Populism というムーブメントが起こり、それを検察官たちが利用するかたちで日本において厳罰化が起きているという専門家の意見をみてきた。かれらは、体感治安・Penal Populism・厳罰化の全てを否定する。体感治安は客観的データに基づくものではなく信用できないものであり、そのような情緒的な反応を動力とした Penal Populism と厳罰化には客観的根拠がない、と。しかし、彼らが錦の御旗のように掲げる客観的データも、暗数が未数である以上、現実を表していると言う程の「妥当性・信頼性」があるわけではないこともみてきた。そのことを確認しただけで、それ以上のことは、この研究ノートではまだ何も明らかにしていない。

社会環境に対する不安が、どこか遠くで起きていた自分には関係のなかった犯罪というものを身近に感じさせ、他者に対する配慮へと向かわせるかもしれないというのはあまりに楽観的な希望であり、厳罰化は、他者への配慮とは逆に、逸脱者を排除し隔離し長く閉じ込めておきたいというものだと主張する人もいるだろう。厳罰化を主張する人間は寛容ではなく、寛容な人間であれば厳罰化を要求しないのだろうか。厳しく罰するが、罰を受けた後は許し受け入れる、という態度をとる人間も多くいそうである。今までの「犯罪と罰とのマトリックス」が間違っていたと、人々は主張しているだけであって、厳罰化が逸脱者に対する不寛容を根拠としているかどうかは更に考察すべき問題である。厳罰化と寛容性は矛盾しないかもしれない。

今後は、上記の点も含め、「体感治安悪化→厳しい社会的非難（厳罰化と Penal Populism）→人々の態度変化→規範を内面化→認知・行動の枠組変化→責任概念拡大へ」という流れを検証し、我々の中にある認知・行動の枠組みに変化を起こす契機となるかもしれない社会的非難の有用性についてなんらかの結論を出したい。

【補記】

本研究にあたっては、松下国際財団より研究助成を受けている。

<参考文献>

- 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』（岩波書店、2004年）。
- 日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社、2009年）。
- 日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』No. 33、2008年。
- 浜井浩一「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因（モラル・パニックを超えて）——」、『犯罪社会学研究』No. 29、2004年。
- 浜井浩一「犯罪被害調査（Crime Victimization Survey）が測定する犯罪——実験調査を用いた犯罪被害調査の妥当性・信頼性についての考察——」、『犯罪社会学研究』No. 32、2007年。
- 『犯罪白書』（法務総合研究所、平成15年版～平成21年度版）。
- 『犯罪統計書 平成20年の犯罪』（警察庁、2009年）。